

大和市特別支援教育センター条例施行規則をここに公布する。

平成31年2月19日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第1号

大和市特別支援教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市特別支援教育センター条例（平成30年大和市条例第29号）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 大和市特別支援教育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 通級指導教室に関すること。
- (2) 教育支援教室に関すること。
- (3) 教育相談及び教育指導に関すること。
- (4) 教職員の研修に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

(通級指導教室)

第3条 教育委員会は、センターにおいて、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づく特別の教育課程による教育を行うため、次に掲げる学校の分教室として、通級指導教室を設置するものとする。

- (1) 大和市立林間小学校
- (2) 大和市立鶴間中学校

2 前項の通級指導教室で教育を受けることができる児童又は生徒は、大和市立小学校及び中学校に在籍し支援を要する児童又は生徒（特別支援学級に在籍する者を除く。）のうち次に掲げる者であって、一部において特別な指導を要するもの（以下「指導対象児童生徒」という。）とする。

- (1) 自閉症者又はそれに類する者で、通常の学級での学習におおむね参加できるもの
- (2) 主として心理的な要因による選択性かん黙等がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できるもの
- (3) 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力

のうち特定のものの習得及び使用に著しい困難を示す者

(4) 年齢若しくは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性若しくは多動性が認められ、社会的な活動又は学業の機能に支障をきたす者

(5) その他前各号に準ずると教育委員会が認める者

3 教育委員会は、指導対象児童生徒に該当するか否かの判断に当たっては、障がいのある児童又は生徒に対する教育の経験がある教員等による観察若しくは検査、専門医による診断等に基づき、総合的かつ慎重に行うものとし、個々の児童又は生徒について、通級指導教室での適応性、通級指導教室における指導に要する適正な時間等を十分に考慮するものとする。

4 通級指導教室の休業日及び臨時休業については、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号。以下「小中学校管理運営規則」という。）第3条及び第5条の規定を準用する。

（教育支援教室）

第4条 教育委員会は、センターにおいて、大和市立小学校及び中学校に在籍し支援を要する児童又は生徒であつて、登校が困難になっている者（以下「支援対象児童生徒」という。）の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うため、教育支援教室を運営するものとする。

2 支援対象児童生徒が前項の相談又は指導を受けたときは、当該支援対象児童生徒が在籍する学校の校長は、学校教育法施行規則第24条第1項の指導要録に支援対象児童生徒が授業に出席したものと記録することができる。

3 教育支援教室の休業日及び臨時休業については、小中学校管理運営規則第3条第1項及び第5条第1項の規定を準用する。この場合において、「校長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（教育相談及び教育指導）

第5条 教育委員会は、センターにおいて、学校、支援機関等と連携し、かつ、児童及び生徒等の特性、発達等の状況に応じ、教育相談及び教育指導を行うものとする。

（教職員の研修）

第6条 教育委員会は、教職員の障がいの特性及び支援の在り方への理解並びに授業力の向上等のため、センターにおいて、研修を実施するものとする。

（職員）

第7条 センターに、事務職員その他の職員を置く。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。